

第5号様式(第11条関係)

見解書

平成 27年 8月 31日

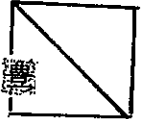
京都府知事 山田 啓二 様

林地開発行為予定者

住所 京都市伏見区醍醐一ノ切町 28 番地

氏名 株式会社 陀 羅 谷

代表取締役 古 川 清 彦



京都府林地開発行為の手続に関する条例第8条第1項の規定による見解は、下記のとおりです。

記

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
別紙参照	別紙参照

備考 京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報(個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの(他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。)をいいます。)については公表しませんが、その他の部分については本見解書を複写の上、原文のまま公表します。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>第1 搬入ルートが私有地を通過していること</p> <p>1 事業計画における搬入ルート</p> <p>林地開発行為者の提出している事業計画によれば、搬入ルートは、国道422号線を経由し県道千町・石山寺辺線を通り、府道醍醐・大津線に至るルートとされている。</p> <p>① すなわち、本件事業は、京都市内で行われるにもかかわらず、搬入ルートは滋賀県側となっており、国道1号線、京滋バイパス、名神高速などから来るトラック(往復で6分に1回通過)がすべて <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> 千町自治会の町内を通過して搬入されることとなり、意見提出者の受ける影響は大きい。</p> <p>② そのうえ、当該ルートは千町生産森林組合の私有地を通過することを前提としているものであり、生活環境保全の見地を超えて、財産権の侵害という著しい不利益を受けることとなり、当該計画に基づく開発は到底許されるものではない。</p>	<p>第1</p> <p>1</p> <p>① 搬入ルート選定理由</p> <p>県道醍醐大津線及び府道醍醐大津線は現道がすでに一般道路として供用されている状態にあることを踏まえ、京都府側は道幅が狭小であり大型車輛等の安全通行に支障をきたすことから滋賀県側からの搬入ルートを選定させていただきました。</p> <p>なお、通行にあたっては交通障害の防止、交通安全対策、騒音対策については万全を期す計画です。</p> <p>なお、現時点での詳細は第1-7、第2等で記載したとおりです。</p> <p>② 第1に対する総括的な見解</p> <p>弊社が産業廃棄物最終処分場(安定型)を建設及び運用する今回の計画(以後「弊社計画」という。)において、搬入予定ルートは確かに私道(登記上の所有者は千町生産森林組合、及び、陀羅谷部落住民の□氏、財団法人大平会、その他複数個人、以後「本件私道」といいます。)を通過する前提になっています。そして、意見書では「私有地」との言葉を殊更に用いて所有権を強調し、通行権の制限を正当化する主張をしておられますが、実態を顧みない失当な意見ではないでしょうか。</p> <p>実際は、別添の京都市環境衛生局、京都府農林部、京都市農業委員会宛に平成17年1月12日に提出済みの文書(以後「別添文書」といいます。)において既に詳細に説明済みでありますように、陀羅谷部落(当然に当該土地の事業継承者を含む)は一般的利用(生活道路以外にも)としての通行権利があり、通行禁止はできないと判断しております。</p> <p>旧道が併用不能の状態であることからしておさらです。従って、弊社計画が、著しく公益性を外れ、権利者に極端な不利益を及ぼすもので無い以上、本件私道の通行が差し止めされることはありません。結論としては以上のとおりですが、さらに数点補記を行います。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要

左記の意見に対する見解

第一に、本件私道の登記上の所有権の一部が、陀羅谷部落内の〇氏となっておりますのは、本件私道の通行権は一般的利用可能なものである旨を理解したが故に、千町生産森林組合側が応分の負担を求めべく所有権を譲渡したからです。これは、陀羅谷部落に本件私道の一般利用可能な通行権があると千町生産森林組合側が認識してきたことを示す具体的な経緯の一つです。

当時、実態としては陀羅谷部落の6名が共同して入手したのですが、共有名義は煩雑であり、法人格のない自治会名義にはできないため、当時、陀羅谷自治会長であった〇氏の名義としたものです。土地の公示手段である登記で、地目を公衆用道路と明示して(登記表示:年月日不詳地目変更[平成20年4月10日])います。このことは、本件私道の位置付けが弊社主張のとおりであり、地目変更に特に異議がなかったことを示しています。

意見書は財団法人大平会の所有地にも言及されていますが、この所有地についても、地目が公衆用道路となっております(登記表示:昭和29年3月日不詳変更[昭和49年5月14日])。これも、本件私道の性質が、本件見解書どおりのもので、昭和29年の当時から周知であったことを示すものです。

第二に、本件私道は舗装などに公的な補助を受けて整備されてきた経緯があります。公的な補助を受けるにあたっては、公共の用に供する道路である旨を土地所有者自らが表明、即ち、一般的な通行の用に供された公的存在であることを土地所有者自らが認めることが必要とされます。これは、陀羅谷部落に本件私道の一般利用可能な通行権があると千町生産森林組合側が認識していたことを示すものです。更に、自治体側も補助決定しているわけですから、公共の用に供すると位置づけていたことを示すものでもあります。

一方で公共の用に供する存在として公的補助を受けて長年その状態を続けながら、一方で所有権を前面に出して、他者の通行を所有権者の恩恵と位置付け、道路として通常の使用をする者を恣意的に選り分けられるとする千町生産森林組合側の主張には合理性はありません。

第三に、紺清商事株式会社の処分場行きトラックの通行に異を唱えなかった事実は、一般的利用としての通行権があることを認識していたことを端的に示しています。意見書では当時のことを「黙認」と称していますが、今になって、所有権を前面に出した通行者選別を主張するにあたり、現主張に矛盾する過去に示した自らの認識を糊塗する表現に過ぎないと言わざるを得ません。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>2 県道・府道は途中車が入ることができない山道になっている</p> <p>まず、醍醐・大津線は、滋賀県側では県道781号線、京都府側では府道782号となっている。</p> <p>県道781号線は、始まってすぐのところからアスファルト舗装が終わり、山の中に入る未舗装の山道へと変わる。</p> <p>そして、その山道は千町生産森林組合が持つ土地(以下「本件私有地」という。)を避けるように迂回し、京都府側で再度アスファルトの道に接続する。なお、本件私有地と県境との間には公益財団法人大平会が所有する森林がある。</p> <p>本件事業は、この山道をトラックが通行することは不可能であるから、千町森林組合が有する本件私有地内の道路部分(以下「本件私道」という。)を通過することを前提とした計画となっている(上記大平会の私道の利用も不可避である)。</p> <p>しかしながら、千町生産森林組合は、本件事業計画に反対しており、その通行を許可したことは一度もない。すなわち、開発行為予定者は、無断で私有地を通行する計画を進めようとしているのであり、荒唐無稽な計画であることは明らかである。</p>	<p>2 「県道・府道は途中車が入ることができない山道になっている」に対する見解</p> <p>意見書では本件私道の通行が計画の前提になっている旨を批判しているわけですが、前段で説明したとおり、一般的利用としての通行権が確立しており、更に、公共の用に供することを前提に整備のための公的補助を受けて来た経過からしても、所有権の一部を陀羅谷部落側が持つ本件私道の通行を前提とする計画を、荒唐無稽と指弾されるいわれはありません。</p>
<p>3 本件私道は生活道路として利用することを認めた経緯</p> <p>まず、本件私道の利用経過を述べる前提として、本件私有地の所有形態について述べる。</p> <p>千町生産森林組合は、千町自治会住民によって平成8年に設立された森林組合であり、それ以前の本件私有地は、千町自治会住民の共有となっていた。本件私有地一体は、保安林に指定され、同組合は、森林の維持管理を行うことを目的として活動している。</p> <p>このような本件私有地の所有形態を前提として、同組合設立よりもはるか以前、醍醐・大津線は車での通行ができず、陀羅谷住民にとって交通上の不便が生じていた。</p> <p>そのため、千町自治会では、陀羅谷住民に生活上の支障が出ないようにと、同私有地の一部を4m幅の道路として使用することを認め、その後6m幅の道路として利用することを認めてきた。</p> <p>この間、陀羅谷地区内において、紺清商事株式会社が平成18年まで敷地1万㎡規模の最終処分場の事業を行い、搬入ルートとして使用していたが、これについては黙認してきた。</p>	<p>3 「本件私道は生活道路として利用することを認めた経緯」に対する見解</p> <p>別添文書に経緯を含めて詳細に説明していますように、本件私道には、陀羅谷部落(当然に当該土地の事業継承者を含む)には一般的利用(生活道路以外にも)としての通行権利がありますから、意見書の本項の主張に合理性はありません。</p> <p>そもそも、社会通念としての「経緯」に当たる事実とは、別添文書に記載されたような過去における具体的事実に基づいたものであり、意見書は「経緯」と称しながら本件私道の開通時期にすら触れていないので、そもそも「経緯」の説明に値しません。</p> <p>紺清商事株式会社の処分場行きトラックの通行に異を唱えなかった事実は、一般的利用としての通行権があることを認識していたことを端的に示しています。当時のことを「黙認」と称していますが、今になって、所有権を前面に出した通行者選別を主張するにあたり、現主張に矛盾する過去に示した自らの認識を糊塗する表現に過ぎないと言わざるを得ません。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p data-bbox="197 204 929 239">4 保安林の道路利用が原則禁止であるとの指導を受けたこと</p> <p data-bbox="219 287 1108 446">しかしながら、平成25年ころになり、保安林内における道路の設置自体が開発行為に該当し得ること、仮に該当しない場合でも保安林内の立木の伐採に該当し得るため、滋賀県知事の許可を受ける必要があることが判明し、滋賀県西部・南部森林事務所から許可申請を提出するよう求められるようになった。</p> <p data-bbox="219 670 1108 869">許可を受けるに当たり、これまで道路として利用していたことに対する顛末書を提出し、本件市道を4mの車道と両幅1mずつの路肩であるとの内容で平成25年8月23日に滋賀県知事から許可を受けた。このような申請内容となったのは、保安林の管理に要する道路としては4m幅までしか認められないことに配慮してのことであり、将来的には路肩部分の埋戻しと植林についても計画をしている。</p>	<p data-bbox="1182 220 2049 279">4 「保安林の道路利用が原則禁止であるとの指導を受けたこと」に対する見解</p> <p data-bbox="1205 300 2065 462">本件私道開通以来の約80年間、整備を繰り返しながら、公然と存在し使用され続けられており、平成25年頃に至るまでは、滋賀県西部・南部森林事務所(以後「森林指導当局」という。)から、特に何の指導も受けていない経緯が存在します。本件私道の存在に起因する重大な土砂災害や水害も発生していません。</p> <p data-bbox="1205 466 2065 662">陀羅谷部落側が所有する部分及び財団法人大平会が所有する部分は、登記に置いて、「公衆用道路」と公示されています。本件私道の整備に関して公的な補助認定も受けており、自治体公認の道路として扱われてきた経緯もあります。地図上も、県道醍醐・大津線と表示されています。これらは、既に本件道路の存在している現況が、保安林の姿となっていることを如実に示すものです。</p> <p data-bbox="1205 686 2065 917">確かに、森林指導当局に保安林指定区域内の道路として、必要な認定を受けていなかったことは事実です。しかし、上記の様な事情を有し、その一部を陀羅谷部落で所有する本件私道を、上記の事情を顧慮せず、一部の所有権を有するとともに、通行権の制限により多大な影響を受ける、陀羅谷部落側への事情確認も無いまま、森林指導当局が、単なる「保安林作業道路」と位置付け、本件私道の使用に制限を加えることに正当性はありません。</p> <p data-bbox="1205 941 2065 1077">私道開通以来の約80年間、整備を繰り返しながら、地図でも県道と表示がされる程度に、公然と一般公道として使用され続けてきた経緯から思慮すれば、森林法に基づく保安林の解除措置を行い、公益性を持つ公衆用道路として認定するべきであったと考えられます。</p> <p data-bbox="1205 1080 2065 1236">千町生産森林組合は、本件私道の幅員減少の約束を含む顛末書を提出したようですが、地目を公衆用道路として、本件私道を一部所有する陀羅谷側の所有者の同意を欠いています。従って顛末書は、陀羅谷部落側の所有権を侵害していることは明白であり、無効な書面と結論付けられます。</p> <p data-bbox="1205 1240 2065 1340">森林指導当局が、保安林管理の原則に沿うよう指導を行うのは、適切な職務執行です。しかし、過去の経緯等の実情は、関係者より聴取するしかないのが現実だと思われます。</p>

## 意見書の写しに記載された意見の概要

## 左記の意見に対する見解

その現実を利用し、千町生産森林組合が開通以来約80年間にも及ぶ本件私道に関する諸経緯を取って無視して森林指導当局に十分に知らせず、本件私道全域の土地所有権が自らにあるような態度で、あたかも新たに保安林管理のための道路を開設する場合と同様の対応を行ったのは、指導を奇貨とした処分場計画反対運動の一手段と考えられます。80年間立木の存在しなかった本件私道に関し、意見書にある「立木の伐採に該当し得る」との現実離れも甚だしい言葉は、この辺りの事情を強く示唆しています。

これは保安林保全の職務に精励する森林指導当局に大変失礼な話であると言わざるを得ません。

意見書において強調されている保安林維持や千丈川の治水のためには、実際問題としては、本件私道の現幅員のままでの維持が必要であることを付言します。

実例を挙げますと、平成25年9月16日、台風18号によって千丈川上流の陀羅谷地区で山崩れが発生しましたが、この時、弊社は翌日に現場に重機を搬入、京都市や滋賀県も続いて重機を搬入して、千丈川への土砂流入を防ぎ、保安林及び千町地区から琵琶湖に至る下流域への波及を防止しました。これは、本件私道に現幅員があるからこそ可能になったことです。本件私道の幅員を4mに減じた場合、大型重機搬入は困難になり、同規模の山崩れが発生した場合の対応手段を失うことになります。

また、本件私道の幅員を4mに減じますと、陸の孤島と化す陀羅谷部落の産業は弊社も含めて壊滅します。それは、山を手入れする現地の担い手を欠くことに直結し、千丈川流域の土砂災害の危険性を高め、更に千丈川の水量や水質への悪影響も懸念される事態につながります。

土砂災害防止を目的とする保安林維持のために、本件私道の幅員を減少するという見解を含む意見書の主張は、実際面に照らしても合理性を欠くと言わざるを得ません。

意見書の写しに記載された意見の概要

5 本件開発行為予定者が本件私道を通行することは許されない

以上のとおり、本件私道は、本来的に保安林の管理を行うために許可された道路であり、陀羅谷住民については従前から使用状況及び生活への影響の観点から例外的に通行を認めているものであり、この点については滋賀県西部・南部森林事務所についても報告済みである。

しかしながら、本件開発行為予定者は、生活のためではなく自らの営利のために本件私道を利用しようとするものであり、しかもその事業は、千丈川を經由して [ ] の生活に影響を与えるようなものであり、到底通行を認められるものではない。

また、開発規模は将来的に5万 m<sup>2</sup>と広大であり、保安林の目的たる土砂災害への影響も懸念される。

左記の意見に対する見解

5 「本件開発行為予定者が本件私道を通行することは許されない」に対する見解

以上のとおり、本件私道は、意見書の主張する「本来的に保安林の管理を行うために許可された道路」で「陀羅谷住民について従前からの使用状況及び生活への影響の観点から例外的に通行を認めている」との意見書の主張は事実と反します。

陀羅谷部落(当然に当該土地の事業継承者を含む)には一般的利用(生活道路以外にも)としての通行権利があり、通行禁止はできません。旧道が併用不能の状態であることからしてなおさらです。従って、弊社計画が、著しく公益性を外れ、権利者に極端な不利益を及ぼすもので無い場合には、本件私道の通行が差し止めされることはありません。

意見書は、 [ ] の生活に影響を与えると主張されますが、国の定めた基準に準拠して作成した上に、認可当局の適切な指導を受けている弊社の事業計画は、著しく公益性を外れ、権利者に極端な不利益を及ぼすものではありません。

更に意見書では、開発規模が将来的に5万 m<sup>2</sup>であることによる土砂災害への影響の懸念を挙げていますが、国の基準に準拠した弊社計画を京都市当局が精査することにより、問題の無いことが確認されています。この基準は科学的計算の他、安定型産業廃棄物最終処分場の日本各地で数十年の運用に基づく知見も盛り込まれた信頼度の高いものです。

最終処分場の下流部には重力式コンクリート擁壁(貯留構造物)を設置しており、強度についても国の厳格な基準と、それに基づく監督当局の指導・監督があり、寧ろ土砂災害を減じる方向に働くものです。事実として、平成25年9月16日においても、紺清商事株式会社の処分場跡地では全く土砂災害は発生していません。最終処分場をもって、土砂災害増加の懸念を論ずるのは、意見書の表現を借りるなら荒唐無稽と言わざるを得ません。

意見書の写しに記載された意見の概要

本件私有地が保安林として指定されている趣旨からしても当該事業の利用を認めることはできない。

この点、紺清商事株式会社が事業を行っていた際には黙認していたことと上記主張は矛盾するのではないかとの批判もありうるが、当時は保安林として道路の利用が制限されていることを十分に認識できていなかったものであり、今般上記のような指導を受け正式な許可を受けた以上は、その道路利用は制限的に解さざるを得ない。

また、紺清商事株式会社の事業が行われていた際には、「1万㎡規模の事業であればやむを得ない」という考えのもとに黙認していたが、これを許した結果として「従来も紺清商事が利用していたのだから通行できて当然」との誤った考えを持たせてしまい、今回の5万㎡もの事業が計画され、また、今後も際限なく廃棄物処理施設が計画されるおそれが生じることとなってしまった。

この点を反省し、及びは、今後は自然豊かな千町環境を悪化させるような事業を許されないとの姿勢を明確にしたものである。

左記の意見に対する見解

保安林であることを理由とした指導なるものによる、本件私道の存廃や幅員の縮小に正当性が無いのは4.で述べたとおりです。

やは、紺清商事株式会社が事業を行っていた際には、本件私道の本来の位置付けに応じた対応をしていたのであり、今になってそれを「黙認」と称するのは、現主張に矛盾する過去の実績を糊塗するものに過ぎません。


意見書が、紺清商事株式会社の事業に何度も言及しているのは、余程に、本件私道の本来の使用方法を認めて来た過去を糊塗したいためと想像しますが、当時、明白に、本来の本件私道の使用权を認識・許容してきた現実を覆すことはできません。

自然豊かな千町環境を悪化させるような事業という、極めて漠然とした理由で弊社計画に反対しているのですが、単に千町の保安林区域を保つだけで、上流地域である陀羅谷部落の産業を認めずに陀羅谷部落を疲弊させた場合、土砂災害の危険が減少し、千丈川が今までのような清流であり続けると本気で主張しているのであれば、その見識の無さに驚くしかありません。

千丈川流域を含め、日本の自然環境の多くは、人為をもって維持されてきました。陀羅谷部落が既に疲弊しつつあるので山の手入れが行き届かず、平成25年の土砂崩れが発生したのであり、日頃は千丈川が大切だ、千町環境が大切だと唱え続ける千町自治会や千町生産森林組合からは誰一人として応援に来ない中、山の管理の担い手として弊社が陀羅谷に存在して翌日から対応したからこそ、千丈川に土砂が流入する最悪の事態を避けられたのが現実です。



意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>6 本件私道通行は財産権の侵害である</p> <p>以上のとおりであり、[ ]及び[ ]は、本件私道について、本件開発行為予定者の通行を認めるものではなく、この点について何らの対策も講じていない本件事業計画は破たんしており、このような計画を前提とした開発行為も許されない。仮に、開発行為予定者が本件私道を通行することになれば、財産権の侵害となり違法行為である。</p> <p>そして、本件私道が単なる私有地ではなく保安林であり、その利用に制限があることからしても、上記のように私道の利用を制限的に解することは妥当であるといえる。この点、開発行為予定者は、[ ]との交渉の経緯の中で通行を禁止することは権利の濫用であるという趣旨のことを述べていたが、このような主張は全くの失当であり、所有者の許可も得ずに通行する権利を主張し開発行為の手続を進めようとしている開発行為予定者の態度こそ所有権を無視した横暴なものであり許されるものではない。</p>	<p>6 「本件私道通行は財産権の侵害である」に対する見解</p> <p>以上のとおりであり、意見書による財産権の侵害であるとの主張は著しく合理性を欠くことは明白です。</p> <p>本件私道が単なる私有地でなく保安林であるという主張も、前述のとおり事情があり、本件私道が一般的な通行の用に供された公的存在であることからしても、保安林であることを理由として覆すことは不可能です。</p> <p>逆に、本件私道の一部に所有権を有し、更に本件私道の通行権の制限や幅員減少で最も影響を受ける陀羅谷部落側の確認を取ることなく、森林指導当局に顛末書を提出する等の手続を行ったことこそ、財産権の侵害に該当するのではないかとの疑問を強く抱きます。</p>
<p>7 生活環境保全の見地からも許されない</p> <p>このことに加えて、本件私有地が保安林に指定された理由は、本件私有地付近における土砂災害の防止であり、本件私道を頻繁に大型トラックが往復するとすれば、本件私道周辺への影響が発生する恐れがありこの観点からも本件私道を通行することは許されない。</p>	<p>7 「生活環境保全の見地からも許されない」に対する見解</p> <p>意見書は「このことに加えて、本件私有地が保安林に指定された理由は、本件私有地付近における土砂災害の防止であり、本件私道を頻繁に大型トラックが往復するとすれば、本件私道周辺への影響が発生する恐れがありこの観点からも本件私道を通行することは許されない。」としますが、弊社計画に示された通行量で、どのような因果関係をもって、どのような土砂災害増加が懸念されるかが全く示されておらず、説得力を欠いています。</p> <p>なお、紺清商事株式会社の事業活動等を通じて大型トラックが、本件私道を通行していましたが、意見書の懸念は全くの杞憂であることが実証済みであることを念のため申し添えます。</p> <p>弊社計画において新たな交通量増加に伴う対策としては、一般通行車両への通行障害防止や事故防止、さらに騒音防止に配慮し、交通誘導員を配置し徐行運転の徹底及び安全走行等の徹底を図り、影響を最小限に止めるよう地域とも協議し意見を尊重し対応する計画です。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>第2 交通量増加による影響</p> <p>上記のとおり、本件事業計画は、本件私道を通行することを前提とするものであり、許されるものではないが、この点を除くとしても、その通行区間には特別養護老人ホーム、障害者支援施設、生活介護事業所などがあり、大型トラックが6分に1回通行することによる交通の危険が高まる。</p> <p>これに対する対策として交通誘導員の配置などをいうが、交通誘導員が目の届く場所は限られており、このような対策で交通安全が図られるものではない。</p> <p>また、6分に1回もの頻度で大型トラックが通行することによる騒音の影響も看過できない。特に上記各施設は、高齢者・障害者が平穏な環境のなかで過ごせるよう当該地域を選んだのであり、騒音が絶えずおこることで事業への影響が懸念される。</p> <p>は、上記各施設の理念に共鳴し、千町自治会内において各福祉施設が活動することを積極的に支援している以上、当該施設に影響が及ぶような事業及びこれを前提とする開発行為を認めることはできない。</p>	<p>第2 「交通量増加による影響」に対する見解</p> <p>弊社の計画は、通行時間帯、通行頻度等を工夫して、社会通念上の許容範囲に留まるようにしており、更に、京都市当局からの指導により修正して万全を期しています。具体的で合理的な理由を示さず、単に独自の印象だけを根拠に、弊社が社会通念上の許容範囲内で行おうとする事業の阻止を図る行為こそ、財産権の侵害に当たると考えます。</p> <p>6分に1回よりも遥かに交通量の多い道路においても、通常の道路には交通誘導員の配置はなく、それでも交通安全は守られています。</p> <p>従って、交通要所に交通誘導員を配置すれば、影響を最小限に抑えられるのは明らかです。このような事情を取って無視した意見書の論述は、合理性を欠くと言わざるを得ません。</p> <p>「大型トラックが通行することによる騒音」と意見書に記載しますが、大型トラックの騒音が大きいとの「印象」を前提とした、具体性を欠く論述でしかありません。実際には、現在の大型トラックの出す音は、環境基準内に抑えられているうえに、交通誘導員により徐行運転の徹底や安全走行等の徹底を図る予定としており、「騒音が絶えず起こり」という状態にはなりません。</p> <p>弊社は、合理的指摘に対しては柔軟に対応しております。指導経験豊富な京都市等の指導に対する対応例を次に挙げます。地域のご意見も尊重する所存です。</p> <p>①交通安全対策→要所要所への交通誘導員の配置(交通整理、誘導等)、通勤時間帯等の運行自粛</p> <p>②騒音対策→交通誘導員による徐行走行の徹底、運行時間の制限の他、廃棄物運搬車両は最大積載荷重10t以下(当初計画40m<sup>3</sup>→25m<sup>3</sup>)への制限</p> <p>福祉施設の事業と弊社事業の関係を誤解されているようですので、ご説明申し上げます。</p> <p>意見書では福祉施設への配慮の必要性が強調されています。もちろん異議はありません。具体的な支援内容は、積極的と仰る以上多岐に亘ると存じますが、ご教示頂き、弊社にできることは協力したいとも考えています。</p> <p>ところで、福祉施設は、社会的に不可欠な事業を、監督官庁の指導を受けつつ遂行し、事業採算面も成立させるものです。</p>

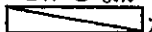


意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
	<p>弊社は、法令の基準内で、監督官庁の指導を仰ぎ、更に利害関係者の意見を聞く準備を整えて、社会的な許容範囲内に環境負荷を抑え、自己所有地を社会的に不可欠な施設として活用しつつ、事業採算を成立させようとしているわけであり、千町自治会が共鳴している社会福祉施設との本質的な違いはありません。「職業に貴賤無し」の原点に立ち返って頂きますと容易にご理解いただけると存じております。</p> <p>更に申しますと、福祉施設の事業(建設～運営～解体)で、弊社計画施設と同類の施設は不可欠ですから、福祉施設がこれから益々必要とされる以上、弊社計画施設と同類の施設が、これからも益々必要ではないかと思慮しております。</p> <p>即ち、同類施設運営や同類施設の指導経験の豊富な京都市当局により、社会的な許容範囲の影響に留まると判断されている弊社計画施設は、近隣府県の福祉施設の事業の安定化にも寄与することになると考えている次第です。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>第3 土砂災害の危険性の増大</p> <p>本件事業は約5万㎡もの広大な土地に約87.4万㎡もの埋め立てを行う計画である。</p> <p>予定地の現況は、山林であるところ、このような大規模開発による山林の保水機能の低下、地すべり土砂災害の危険性増加は無視できないものである。</p> <p>すでに述べたとおり、本件私有地が保安林に指定されている理由は、過去において台風等の影響により千丈川が氾濫し、土砂災害が起きたという歴史に鑑み、森林を保全し保水機能を維持することにある。</p> <p>そうであるにもかかわらず、その上流において大規模開発がなされれば、下流である千町が巻き添えになることは明らかであり、このような危険な開発を許すことはできない。</p>	<p>第3 「土砂災害の危険性の増大」に対する見解</p> <p>この項についての意見書の記述は、安定型最終処分場運営事業への基本的理解自体を欠き合理性がありません。従って以下の説明により、誤解が解けるものと信じています。</p> <p>意見書では、開発規模が将来的に5万㎡、埋め立て予定87.4万㎡であることを根拠に土砂災害増加の懸念を挙げていますが、国の基準を遵守して事業規模に応じた形で作成した弊社計画を、京都市当局が精査することにより、問題の無いことが確認されています。この基準は科学的計算の他、産業廃棄物最終処分場の数十年の日本各地での運用に基づく知見も盛り込まれた信頼度の高いものです。更に最終処分場跡地には十分な植林がなされます。</p> <p>最終処分場の下流部を重力式コンクリート擁壁(貯留構造物)を設置しており、強度については国の厳格な基準と、それに基づく監督当局の指導・監督があり、寧ろ土砂災害を減じる方向に働きます。事実として、平成25年9月16日に発生した土砂崩れも、紺清商事株式会社の処分場跡地とは無関係の場所であり、処分場跡地周辺では全く問題は起きていません。</p> <p>最終処分場建設やその規模をもって、土砂災害増加の懸念するのは、意見書の表現を借りていえば荒唐無稽に過ぎます。</p> <p>国の基準、数十年間の日本の処分場での知見、京都市の監督・指導、紺清商事株式会社処分場跡地の実例を覆すに足る、具体的で論理的な根拠を示さない限り、「千町地区が巻き添えになる」との主張に説得力はありません。</p> <p>① 保水力の低下に対する対策</p> <p>下流農業用取水口地点の流域面積は約299.9ヘクタールです。 (一級河川 千丈川 取水地点:千寿の郷より上流約150m)</p> <p>今回開発地で切り盛りする面積は約4.7hであり、造成する比率は約2%のため、影響は少ないと判断されます。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
	<p>② 土砂災害の危険性の増大への対策  埋立法面勾配はできるだけ緩い勾配1:2.5 21.8° (通常1:1.8 29.1° ~1:2.0 26.6° )で計画しており法面崩壊が生じないように安全性を確保しています。(法面の安全を確認するため、紺清商事株式会社処分場跡地をボーリング調査した結果に基づき計算)</p> <p>洪水対策としては、京都府林地開発基準(30年確率)に基づき調整池(沈砂池兼用)を設置して大雨時の流量の増加分を調節することによって土砂災害の抑制をおこないます。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>第4 水質悪化の危険性</p> <p>千町内の千丈川は蛍の生息地として有名であるところ、本件開発予定地は、千丈川の水源の一つであり、最終処分場として利用されることによる水質悪化が懸念される。</p> <p>この点、開発行為予定者は、十分な容量の調整池兼沈砂池を設置し、濁水を直接下流に放流しない構造とする、としている。</p> <p>しかしながら、水源は地下に浸透したうえで各地から川に流れ込むものであり、全てが調整池兼沈砂池に流入するものではない。</p> <p>一たび水質が悪化すれば、蛍の生息はおろか農業その他千町住民の生活すべてに影響することとなることから、このような位置で開発行為をすることは許されない。</p>	<p>第4 「水質悪化の危険性」に対する見解</p> <p>この項についての意見書の記述も、安定型最終処分場運営事業への基本的理解自体を欠き合理性がありません。従って以下の説明により、誤解が解けるものと信じています。</p> <p>まず、安定型最終処分場ですから、化学物質や重金属等の水質汚濁物質の浸出の無いことが、数十年の知見を経て確認されたものだけを埋設できる基準になっています。そして、弊社等の事業者にとって、認可外のものを埋設することは倒産に直結する致命傷になるので、厳重に基準を守る動機があります。更に京都市当局が厳格に指導・監視します。</p> <p>安定型最終処分場である以上、これらの対策で水質汚濁物質の浸出が無いと論理的には言い切れるのですが、万が一の汚染物質の混入や、今までの知見に無い事態の発生に備えて、埋立地の底面にシート工法による遮水工を設置するとともに、浸出水を処理することができる排水処理設備を設ける等の管理型最終処分場に近い措置も行います。地下水の検査も1ヶ月に1回致します。これ等の対策で、水質悪化への懸念はさらに払拭されます。</p> <p>ただ、水質汚濁物質が浸出しないとは言っても、降雨により地表では泥水が発生し、それが直接河川に流入することを防ぐ必要があることは言うまでもありません。地表で発生した泥水中の泥の沈殿を行い、泥水が河川に流入するのを防ぐための装置として、沈殿池は存在します。</p> <p>地下を浸透したのちに湧き出す水が泥水になることは無く、陀羅谷地区への降雨が、水質汚濁物質を含まない地下水となって、千丈川等に流入することについて、処分場建設前と建設後に大きな違いはありません。事実として紺清商事株式会社の事業後においても、千丈川は蛍の名所であり続けています。</p> <p>したがって、これらの事実を覆すに足る具体的で論理的な説明がない限り、処分場建設に起因する水質悪化により、「蛍の生息が危うくなる」「農業その他千町住民の生活全てに影響する」等の懸念を煽る主張に説得力はありません。</p> <p>この説明を受けても尚、水質汚濁物質の浸出による水質汚染を懸念の主張を続けるというのであれば、「産廃業者はどうせ陰で変なものを埋める」「当局の監視はどうせ御座なりだ」という、予断と偏見に基づくと考えるしかありません。しかし、<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span>、<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span>、その代理人が、予断と偏見により主張しているのではなく、誤解は解けると信じています。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
	<p>※ 水質悪化及び地下浸透水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回計画する処分場は安定型最終処分場であり、水質悪化となるものを埋め立てることは無いので、シート張りや水処理施設の設置は、本来は不要です。しかしながら、京都市からの強い指導もあり、万が一汚染物質が混入した場合等の対策として、設置することにしております。</li> <li>・ 京都市の指導もあり、地下水の検査を月1回実施します。</li> <li>・ 付言しますと、平成16年頃、当開発地区の隣接地で紺清商事が進めた安定型最終処分場(当社役員が管理、運営を行った)においても、下流域で水質の悪い水は出ていません。</li> </ul>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>第5 最後に</p> <p>1 結論 上記のとおり、本件林地開発行為を行うことについては反対であり、開発許可をすべきものではない。 特に、第1で述べたとおり、本件事業計画は他人の私有地を搬入ルートに入れており、計画自体が実現不可能なものである。そうである以上、開発行為においても私有地を通過することを前提とした計画となっているところ、このような不法行為を前提とする開発行為を許可することは許されない。 したがって、開発行為予定者は、速やかに当該計画を中止すべきである。</p> <p>2 付言 千町は、緑豊かな森林と流れの清らかな千丈川という恵まれた自然に囲まれた地域である。 たしかに、過去において紺清商事株式会社が処分場を建設した際には陀羅谷住民への配慮もあり黙認することとした。</p> <p>しかしながら、今回、その5倍もの規模を有する事業が計画されるに至り、が一度このような事業を黙認すれば次々と計画が持ち上がり豊かな自然は一瞬にして消え失せることになることを知り、失われた自然は二度と元に戻すことができず、これを守ることが次の世代に対する責任であると自覚するに至ったのである。千町は、恵まれた自然と共生する以外に発展・繁栄する道はないのである。 この点、陀羅谷住民が本件事業計画に賛成していることは残念なことであるが、陀羅谷住民が引き続き生活道路として本件市道を利用することについてこれを阻止するつもりはなく、今後も滋賀県に事情を説明し、保安林を維持しながらも生活道路として利用する方法を模索する予定である。</p> <p>しかしながら、本件事業及びその前提となる開発行為に対して本件私道の利用を許すことは、千町の環境の破壊に自ら手を貸すこととなり、絶対に認められないことである。 したがって、今後、どのような方法によっても本件開発行為予定者が本件私道を利用した計画を実行することができないということを明言しておく。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第5 「最後に」に対する見解</p> <p>1 「結論」に対する見解 上記のとおり本件林地開発行為について、具体的で論理的な理由を欠く意見書の主張の全てに正当な理由はありません。</p> <p>2 弊社の付言 千丈川が大切、千丈川の蛍が大切、弊社計画への反対の多数の署名を得た、自然を残すのが将来世代への責任だ、等々のご主張は結構なものと思いますが、平成25年の土砂崩れで千丈川流域の環境が危機に陥った際に、復旧への助力はおろか、現状確認にすら誰も来なかったのが事実です。結局、平成25年の土砂崩れの際、千丈川流域の環境を守るために即時に具体的に行動したのは、弊社です。 意見書の主張は、千丈川流域を含めて、日本の環境の多くは、人為によって保たれていて、その人為のための担い手が必要であるとの、日本の環境保全において最も基本的知識を欠いたまま展開されています。</p> <p>そして、安定型最終処分場の現実を知らず、説明を受けようもしないまま、煽情的な独自見解の流布により、反対運動の賛成者を増やそうとする手法に、強い疑問を感じます。 煩雑になるので繰り返しません。本件私道の通行制限の主張においても、その根拠に合理性を欠いたまま、極めて恣意的な結論が出されています。 更に、保安林を理由に、本件私道の現幅員を減少させる等と、保安林や千丈川を守る上で致命的な悪影響となるような机上の空論でしかない主張まで行っておられます。 「第3 土砂災害の危険性の増大」や「第4 水質悪化の危険性」等は、具体的で論理的な根拠が導く結論とは全く逆の荒唐無稽な主張です。</p> <p>第5「最後に」でも、具体的で論理的な根拠を欠く、煽情的論述が繰り返されています。 しかしながら、これらの、、その代理人の誤解は、千丈川流域を大切に思う心から出るもので、予断と偏見に基づくものではないと信じています。千丈川流域の環境を思う原点に立ち返り、この見解書の説明を虚心坦懐にご覧頂き、誤解を解いて頂き、弊社計画に御理解下さいますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>



平成17年1月12日

京 都 市 環 境 衛 生 部  
京 都 府 農 林 部  
京 都 市 農 業 委 員 会 御 中

[Redacted]

[Redacted]

株 式 会 社 陀 羅 谷  
顧 問 弁 護 士 [Redacted]

私は、株式会社陀羅谷が、俗称・京都市伏見区陀羅谷地区において産廃処理事業を行うに際して、別紙の株式会社陀羅谷の見解と取り扱いは妥当なものとして解釈しており、後日、通行権について係争となったとしても法的に特に問題はないと判断いたします。

以 上

弁 護 士 [Redacted]  
電 話 [Redacted]  
フ ァ ッ ク ス [Redacted]

平成17年1月 日

陀羅谷地区接続私道（□氏と千町生産森林組合土地名義）の  
通行権取り扱いと取り組み他について

京都市伏見区醍醐一ノ切町2.8番地

株式会社 陀羅谷

代表取締役 古川 清 豊

1、表題道路（以下現道という）の開削経過他について

- ① 従前の公道（滋賀県道・以下旧道という）は現道から分かれて、現在は通行不可能な山の中にある。これは現道が出来て、植林や自然山なりでだんだん使われなくなったためであり、滋賀県においてはこの旧道区間は現在通行不能区間として処理されている。そして、なぜか現実に即した現道への認定道路切り替えは行われていない。
- ② そのため、現道は□氏と千町生産森林組合名義の私有地のままであり、結果として私道扱いとなっている。この土地の名義人の□氏は陀羅谷部落の用地取得時の自治会長である。又、千町生産森林組合は旧千丈部落の旧住民だけの入会林を所有権保存するにあたり法人化したものであり、千町生産森林組合の土地とは旧千丈部落の総有土地と同義である。表題地は実質的に、陀羅谷部落と旧千丈部落とが入り交じって所有する土地ということになる。
- ③ 現道が出来た経過は古老からの聴取では次の通りである。
  - ・ もともと陀羅谷部落と千丈部落とは、千丈側の水源涵養地と受益地の関係にとどまらず、陀羅谷部落山林は千丈部落民にとって、薪炭粗朶の供給地として大変に重要な土地であった。
  - ・ 当時の連絡道は旧道であり人がやっと通れるほどであったが、70年前に薪炭粗朶運搬や陀羅谷部落通行への利便に供するため、大八車が通

れる道路が現道位置に開削されたものである。この意味で現道の設立開削は、旧道に代わる陀羅谷部落と千丈両部落の共同利用道路の意味合いをもっていた。

その後の燃料革命（ガス・電化）で、千丈部落からの利用必要度はやや薄れたが、陀羅谷部落にとっては現道が実質的に随一の生活・事業活動の外部接続道となっている。又この道路は京都市の醍醐陀羅谷から山林各所への各種認定道路の基点・基軸の位置にあり、広域行政の観点からも大変に重要な道路である。

以後、主として陀羅谷部落領域側のニーズで道路の整備拡張が行われ、悶着を起こした経過もあるがそれなりに解決されている。とりわけ、最近では表題の□氏名義土地のような処理で、陀羅谷部落の権利が明確にされている。

結果としては、表題の道路は名実共に両者共同の利便に供する性格の位置づけとなっており、生産森林組合の道路部分には実質陀羅谷部落地である□氏名義の土地を通行しなければならなくなっている。

- ④ 今回の事業相談にあたり千町生産森林組合代表者との接触経過では、表題の土地については大変に複雑な経過があり、現在でも産廃搬入車両の通行は黙認されている。これについて、組合関係者に格別なクレームがないのに、これをことさらに「寝た子を起こす必要はないのではないか」という意見であった。

## 2、表題道路の通行権に関する法的判断について

「千町生産森林組合が同組合名義の私道路を通行禁止にすることで、株式会社陀羅谷の事業継続性に支障が生じるかどうか」については、以下のとおりと考えている。

- ① 道路成立の経過から、陀羅谷部落（当然に当該土地の事業継承者を含む）は一般的利用（生活道路以外にも）としての通行権利があり、通行禁止は出来ない。旧道が併用不能の状態であることからしてなおさらである。
- ② 道路が併用されてから70年の歴史があり、当然に道路の通行地役権の取得時効が成立している。これを援用すれば道路通行は差し止めできない。

③ 経済的にみて他に代替道路がないに等しい状態で、陀羅谷部落の土地にとって本件道路は囲繞地通行権の受益地に相当する土地である。土地所有者が著しい損害を被る虞のない受認範囲であれば、通行を受認する義務がある。当方にその損害の対価に相当するものは支払う用意があるのであれば、この点でも道路通行の差し止めは出来ない。

④ 過去の経緯から本件通行権は、好意通行権（単なる善意で通らせて貰っている）以上のものがあることは明らかである。判例ではこの好意通行権でも、私道が社会性を持ち、付近住民がこの私道を前提にして生活・営業を積み重ねてきたという事実があるならば、たとえその通行の発端が純粋な好意によるものとしても、通行差し止めについては慎重な判断が必要である。共同生活における信義則、私権の社会性などを根拠にして、従前からの付近住民の通行使用利益を差し止めることは地主の権利濫用であるとしてこれを却下している。

つまり、いずれの法理を援用するにしても、「今回の事業が著しく公益性を外れ、受益者に極端な不利益を及ぼすものでなければ、有償無償は別として通行が差し止めされることはない、これを請求することは請求者の権利濫用になる。」というのが判例であり、学説通説であるといえる。

3、表題土地の取り扱い・取り組みについては、株式会社陀羅谷は次の通り考えている。

- ① 幸いにして表題地は、本件事業地進入路の直接接続地ではない、一定の距離のある大津市領域地である。
- ② 千町生産森林組合土地についても、陀羅谷部落領域の権利承継者である当社は、道路通行について法的要件は十分に具備している。
- ③ 千町生産森林組合の1の④の考えは、従来の経過と相隣の良好な関係維持の観点から、古老の意見として傾聴に値するものがある。
- ④ 当社は、予想される組合員からの要望（いろいろな申し出で）に対しては、2の各項別にどのようにも対応できる要素を踏まえた、覚書試案を提示してある。生産森林組合から具体的要望が出てくれば、合理的な対応は

いつでも可能である。

- ⑤ 従って、今後の成り行き次第で問題が発生した場合に、当社がいつでも責任を持って対処する旨、生産森林組合宛に確約書として差し入れることとしたい。

以 上